

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月及び同年5月

ねんきん定期便を確認したところ、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間当時は、両親の経営する会社の役員であった。申立期間については、母が、A市区町村において、取締役である両親と私の保険料を納付してくれていたはずであり、両親は、保険料が納付済みとなっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、オンライン記録により、申立人は、申立期間直前の昭和57年9月から58年3月までの保険料について、現年度納付していることが確認でき、事実、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父及び母は、申立期間の保険料について納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の父は、申立期間当時、会社を経営しており、申立期間の保険料を納付したとする昭和58年当時、申立人の両親及び申立人の役員報酬に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1089

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年3月まで
年金事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できない旨の回答が得られた。
申立期間の保険料については、母が納付してくれたはずである。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間を含む昭和38年度の保険料は、当初、納付済みの記録（12月）となっていたにもかかわらず、昭和53年になって、納付済期間が7月に訂正されている事実が確認できるものの、当該訂正に基づく保険料の還付処理が行われた記録が確認できないほか、申立人は、38年12月*日に厚生年金保険被保険者と婚姻しており、本来なら同日付けで国民年金被保険者資格が「強制」から「任意」に変更されるべきところ、申立人がA市区町村に転入した同年11月1日を資格喪失日とする^{そきゆう}遡及訂正が53年に行われている上、平成21年1月に2か月分（昭和38年11月及び同年12月）の保険料のみが還付されているなど、行政側に不適切な記録管理及び事務処理が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年8月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成2年10月1日から3年8月1日までの期間における標準報酬月額が、自分の所持している給与明細書と大きく相違していることが判明した。

このため、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立期間当時、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者として、翌月控除方式により、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、平成2年11月分から3年6月分までの給与明細書及び同年8月分の給与明細書に記載されている保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることが確認できるほか、当該月の給与総支給額は、それぞれ同記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する金額であることが確認できる。

また、給与明細書が残存していない平成3年7月分については、保険料控除の事実を確認することができないものの、前後の月の給与明細書における保険料控除額が同額となっていることから、当該月についても同額の保険料が控除されているものと推認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年8月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和58年1月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年11月1日から40年8月1日まで
② 昭和58年1月16日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社に勤務していた期間のうち、昭和39年11月1日から40年8月1日までの期間及びA社B支店に勤務していた期間のうち、58年1月16日から同年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違い無いので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社から提供された「索引台帳（退職者台帳）」の写しにより、申立人が、昭和36年12月2日から48年1月31日までの期間、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間中、C社D工場の設立準備に関与していたと主張しているほか、その当時の同僚3人の名前を挙げているところ、うち2人は、オンライン記録により、同期間中、同社E支店における厚

生年金保険被保険者資格を有していることが確認できるほか、そのうちの1人から、申立人とともに、同期間中、同社D工場の設立準備に携わっていた旨の証言が得られた。

このことから、C社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、生年月日及び厚生年金保険の記号が相違しているものの、被保険者氏名が申立人と同姓同名であり、資格取得日が昭和39年11月1日、資格喪失日が40年8月1日となっている被保険者記録があることが判明した。

さらに、C社に照会したところ、申立期間中、同社D工場の準備室が同社E支店に設置されていたことから、同期間中、同社D工場の設立準備に関与していた従業員は、同社E支店における被保険者資格を有していたはずである旨の回答が得られたとともに、同僚から、申立人のほかに、申立人と同姓同名の者が申立期間に勤務していたことはなかった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、C社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人は、昭和48年2月16日から平成10年3月31日までの期間、A社における雇用保険被保険者資格を継続して有していた旨の回答が得られた。

また、A社に照会したところ、申立人は、申立期間中、同社B支店に勤務していた旨の証言が得られたほか、同社から提出された申立人に係る「給与データ」により、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る「給与データ」から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の資料を保存しておらず、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から28年3月1日まで
② 昭和38年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、同社B工場に勤務していた昭和27年8月1日から28年3月1日までの期間及び同社本社に勤務していた38年7月1日から同年8月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和26年10月にA社に入社し、2か月間の仮採用を経て、正社員となってから退職するまで、同社に継続して勤務しており、空白期間があるはずが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、申立人は、昭和26年又は27年に営業担当として入社してから、平成6年に退職するまで、同社に継続して勤務していた旨のほか、申立期間中、同社B工場に勤務していた旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人（うち1人は、前代表取締役社

長)に照会したところ、申立人は、A社に入社し、同社B工場に配属されてから退職するまで、営業担当として継続して同社に勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、A社から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る被保険者名簿における申立人の昭和27年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人は、昭和29年4月1日から54年9月30日までの期間、A社における雇用保険被保険者資格を継続して有していた旨の回答が得られた。

また、A社から提出された「職員人事移動並待遇変更に関する件」と題した通知書(社長名)により、申立人は、昭和38年7月1日付けで、同社本社から同社C支店に、営業課長として異動を命じられていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社C支店は、昭和38年8月1日に、厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるところ、同日に、同社同支店における被保険者資格を取得した22人(申立人を含む。)のうち、申立人を除く全員が、同日付けで、他の支店等の同社の各事業所における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このことについて、A社は、異動により厚生年金保険の被保険者期間に空白期間が生じることは考え難いとしているほか、申立期間において、同社C支店は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人の同社(本社)における被保険者資格の喪失に係る届出について、異動日である昭和38年7月1日付けではなく、同年8月1日付けで行うべきであったとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者として、同社C支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における申立人の昭和38年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立人のA社における被保険者資格の喪失に係る届出について、昭和38年7月1日を被保険者資格喪失日として提出した旨の回答が得られたことから、事業主は同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年1月1日、資格喪失日が51年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B事業所における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月31日から同年6月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和51年5月31日から同年6月1日までの期間について、加入記録が無いことが判明した。

しかし、昭和34年4月1日に入社してから62年10月15日に退職するまで、社内での異動はあったものの継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から継続して引かれていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年1月1日、資格喪失日が51年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された従業員名簿により、申立人は、昭和34年4月1日に入社してから62年10月14日に退職するまで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、A社B事業所から同社本社に異動し、厚生年金保険法75条による記録の訂正がある同僚から、申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B事業所に在籍し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係るオンライン記録における申立人の昭和51年4月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、事業主が当初の届出において、申立人に係る資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年2月20日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時貰っていた月給に比べ低いことが判明したことから、年金事務所に照会したところ、同社の全喪後に、引き下げられている旨の回答が得られた。
この処理には納得できないので、標準報酬月額を元の26万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年5月31日より後の6年1月6日付けで、11万円に遡及^{そきゅう}して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間においても、従前どおりの給与が支給されていたと主張しているところ、申立期間当時のA社の代表者から、申立期間における申立人の給与について、引き下げたことはない旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を15万円、申立期間②に係る標準賞与額を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与（15万円）及び16年7月分賞与（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（15万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（12万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を20万円、申立期間②に係る標準賞与額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(20万円)及び16年7月分賞与(16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(20万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(16万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を12万円、申立期間②に係る標準賞与額を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 7 月 15 日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与（12万円）及び16年7月分賞与（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額（12万円）及び申立期間②に係る標準賞与額（13万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 15 日

A社から、平成 16 年 7 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成 16 年 7 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 16 年 7 月の賞与一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（3万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を21万円、申立期間②に係る標準賞与額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(21万円)及び16年7月分賞与(26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(21万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(26万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を26万円、申立期間②に係る標準賞与額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(26万円)及び16年7月分賞与(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(26万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(32万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を22万円、申立期間②に係る標準賞与額を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(22万円)及び16年7月分賞与(25万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(22万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(25万5,000円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を26万円、申立期間②に係る標準賞与額を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(26万円)及び16年7月分賞与(23万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(26万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(23万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間①に係る標準賞与額を26万円、申立期間②に係る標準賞与額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月15日

A社から、平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。

会社から提出された賞与一覧表のとおり、賞与を受取り、厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録に平成15年12月分賞与及び16年7月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び16年7月の賞与一覧表により、申立人は、その主張のとおり、15年12月分賞与(26万円)及び16年7月分賞与(34万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①に係る標準賞与額(26万円)及び申立期間②に係る標準賞与額(34万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年2月まで
平成4年8月に会社を退職し、退社日の翌日にA市区町村（現在は、B市区町村）において、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。その後、平成9年9月に退職した際にも、同じように手続を行い、保険料を納付したことを覚えている。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月に会社を退職後、A市区町村において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年3月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。
結婚後、A都道府県に居住し、美容院に勤務していたが、その美容院は厚生年金保険に加入できなかったために、国民年金及び国民健康保険に加入し、継続して保険料を納付していた。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、61年4月1日まで再加入した形跡が認められず、事実、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」においても、任意加入被保険者でなくなった日が59年4月1日と記載され、「B市区町村」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立期間は被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から53年9月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和44年10月から53年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、A職をしており、B組合の事務担当者が、給与から保険料を控除し、納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の年金記録については、平成17年11月9日に、昭和39年*月*日(満20歳到達日)から申立期間直前までの国民年金被保険者資格が追加されていることが確認でき、事実、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金に任意加入したのは「昭和53年10月26日」と記載されていることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人はA職であり、B組合の事務担当者が、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1093 (事案 597 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 44 年 1 月まで
社会保険事務所 (当時) で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 8 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私が 20 歳になった時に、母が、国民年金の加入手続を行い、姉の分と一緒に保険料を納付してくれていた。申立期間当時、私は、昼間は外で働き、夜は母が経営する飲食店を手伝っていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 45 年 4 月から同年 7 月ごろまでの間と考えられ、この時点で、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てに係る当委員会の決定に納得できないと主張するが、これは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から28年8月17日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和27年5月1日から28年8月17日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、高校を卒業後、すぐに父の経営するB社（平成元年8月にA社に社名変更）に入社し、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に事業主であった申立人の父は既に他界しているほか、申立人が名前を挙げた同僚は他界又は連絡先不明のため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間当時、被保険者資格を有していた同僚11人のうち、連絡先が判明した同僚1人に照会したところ、申立人の名前は覚えているものの、申立期間に勤務していたかどうかは分からない旨の証言が得られた。

さらに、申立人に係る被保険者原票では、資格取得年月日の欄に「昭和28年8月17日」の記載が確認できる。

加えて、申立人は、申立人の父が他界した後、A社を引き継ぎ、事業主となったものの、同社に係る当時の書類は残存しておらず、申立内容について確認することができないとしている。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1082

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から7年2月28日まで
年金事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成5年9月1日から7年2月28日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。標準報酬月額の引き下げ処理は、滞納保険料を清算するために社会保険事務所(当時)の職員によって行われたものであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年2月28日より後の日付である同年3月7日に、53万円から11万円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿閉鎖謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた旨のほか、当時、同社は社会保険料を滞納しており、その滞納保険料を清算するために社会保険事務所から標準報酬月額を遡及して訂正する旨の通知を受けたものの、社会保険が重要であるとは認識していなかったため、社会保険事務所に対し何の行動も起こさなかったと主張していることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に職務上関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に

について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 2 月 28 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 2 月 28 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社B支店において、営業の仕事をしており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(平成 13 年 4 月 2 日解散)の清算人に照会したところ、同社のホストコンピュータで管理されている記録により、申立人が申立期間に同社B支店に勤務していたことが確認できる旨の回答が得られた。

一方、上記清算人は、申立期間当時のA社B支店における厚生年金保険に関する資料は残存しないため、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することはできないとしている。

また、オンライン記録により、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 51 年 8 月 1 日であることが確認できるところ、当時の責任者から、申立期間中、同社同営業所に勤務していた従業員のうち一部の従業員は、同社C支店等、他の支店において厚生年金保険に加入していたものの、従業員全員ではなく、業務内容等を考慮し、一定の要件を満たした者だけが加入していた旨の証言が得られた。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げている同僚 3 人は、昭和 51 年 8 月 1 日に、A社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 40 年 10 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 43 年 1 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 38 年 10 月から 40 年 10 月までの期間及びB社に勤務していた 41 年 1 月から 43 年 1 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間に、それぞれ見習いとして勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地（C市区町村）に、「A社」の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、「A社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所は無い。

さらに、労働局に照会したところ、D都道府県内において「A社」という事業所名の雇用保険適用事業所は無い旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関して、照会することができない。

2 申立期間②について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地（E市区町村）に、「B社」の商業登記簿が確認できる旨の回答が得られたことから、事業主に照会したところ、申立人が申立期間に見習いとして勤務していた旨の証言が得られた。

しかしながら、上記事業主は、申立期間において、「B社」は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとしており、事実、オンライン記録においても、

同事業所が適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関して、照会することができない。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。